平成２５年（フ）第２６８号
茨城県稲敷郡阿見町大字追原970番地２
破産者　小松澤敏江
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
茨城県龍ケ崎市403番地
破産者　飯野　孝之
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地１　８棟101号室、前住所茨城県龍ケ崎市貝原塚町3845番地
破産者　坂巻久仁子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
山梨県甲府市徳行５丁目９―18　ヴィラ徳行203号室、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町市部263番地１
破産者　鶴田　　博
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
長野県岡谷市長地権現町３丁目１番67号　サンフラワー101、破産手続開始決定時の住所長野県岡谷市長地権現町２丁目７番21―２号
破産者　今井　直樹
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１７７号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目４番地４　押草団地203棟304号、開始決定時の住所中国広東省東莞市長安鎮蓮峰北路23号風臨公館１幢608号、開始決定時の住民票上の住所愛知県岡崎市矢作町字西林寺10番地　レインボー矢作202
破産者　松田　幸夫
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
愛知県安城市安城町馬池96番地１　メゾンパークサイド105
破産者　坂本　亮太
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
愛知県西尾市一色町一色東上二割１番地９　コンフォースＢ202号
破産者　池田　裕子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
愛知県安城市安城町天草東56番地８
破産者　大広商会こと　外石　正広
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４３０号
京都府長岡京市神足木寺町３―１　シャルマンコーポ神足1011、開始決定時の住所京都府城陽市久世上大谷107番地の２
破産者　田中　三稔
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
兵庫県芦屋市業平町７番23―501号、開始決定所の住所兵庫県西宮市樋之池町12番８号
破産者　山本　修三
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４０号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目27番21―201号
破産者　山本智佳子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目７番５―203号、前住所兵庫県西宮市松山町２番29号
破産者　杉本　和彦
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８８号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25―１　ヴィンテージ武庫之荘402号、決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目19番25―407号
破産者　新井こと　朴　　敏玟
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市神崎町20番17号コモテリアＫ＆Ｍ502号、前住所兵庫県尼崎市額田町22番１号
破産者　竹森工業こと　竹森　義広
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目38番40号
破産者　板谷　竜祐
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係